

『保険診療の手引』研修会

保険診療の勘どころ

知らなかったでは済まされない！ 保険診療のルール

六月十八日に開催した、『保険診療の手引』研修会での加藤真二氏の講演から主なポイントを紹介します。(文責・編集部)



愛知県保険医協会事務局主任 加藤 真二 氏

加藤 真二 氏

なぜ『保険診療の手引』を発行するのか

点数を算定するための要件は、複数の省令、告示、通知に分かれて細かく規定されているため、『点数表の解釈』などで一つの点数の算定要件を調べるには何カ所も見なければならず、とても分かりにくいものになっています。また、項目によってはカルテ記載が要件とされていたり、レセプトへの記載が義務付けられているなど、注意すべき点が多々あります。『保険診療の手引』は、これらの決まり事を一つの点数ごと一箇所にまとめ掲載しているのが大きな特徴です。

また、療養担当規則や保険外併用療養費の取扱いなど、知っておかなければならない保険診療のルールについて

療養担当規則

療養担当規則第二條の四では「保険医療機関は、その担当する療養の給付に關し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない」とされています。要は無駄遣いはだめで、規則通りにしなければならぬ。過剰診療があった場合に療養担当規則違反になるという話はこういった規定もあるからといえます。

療養担当規則に示されている具体的な取扱いを一つお話しします。第二十条には、注射は次の場合に行うこととされています。経口投与によつて胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、

療養担当規則に示されている具体的な取扱いを一つお話しします。

効果を得ることができないときです。他に、迅速な治療の効果を期待する必要があるとき、注射により効果が期待できないとき、経口投与による治療の効果を期待することが困難なときにも注射を行うことができるとされています。ですから、経口投与を原則とし、一定それなりの理由が認められた時に注射を行うこととなります。同一成分の注射と

療養担当規則に示されている具体的な取扱いを一つお話しします。第二十条には、注射は次の場合に行うこととされています。経口投与によつて胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、

療養担当規則に示されている具体的な取扱いを一つお話しします。

効果を得ることができないときです。他に、迅速な治療の効果を期待する必要があるとき、注射により効果が期待できないとき、経口投与による治療の効果を期待することが困難なときにも注射を行うことができるとされています。ですから、経口投与を原則とし、一定それなりの理由が認められた時に注射を行うこととなります。同一成分の注射と

療養担当規則に示されている具体的な取扱いを一つお話しします。第二十条には、注射は次の場合に行うこととされています。経口投与によつて胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、

医科 保険診療の手引
2014年4月版

会員価格 **4,000円** (定価5,000円) **でお届けします**

発行 保団連
体裁 B5版1,759頁
会員価格 4,000円

『保険診療の手引』は、医療保険の基礎知識から、カルテ記載の留意点、保険外徴収の取扱い、診療報酬点数の解釈・算定方法、請求事務の実際、審査支払機関への対応など、保険診療に携わるうえで不可欠な事項を凝縮した唯一の総合手引書です。ぜひご活用ください。

お申込は協会事務局まで (電話：076-442-8000)

傷病名の根拠となる記載を

個別指導における指導事項で、「検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない不適切な傷病名(レセプト病名)が認められたが、レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること」というのがあります。よく「この検査を

カルテの記載内容について、行った診療行為や指導内容等診療の事実に関する

カルテの整備及び記載

カルテは保険診療以外の診療とは区別して整備しなければならぬとされています。健康診断等の自由診療分については、保険診療分とは区別してカルテを作成する必要があります。また、カルテの保存期間は完結の日から5年間です。この完結の日とは、「治ゆ」・「死亡」・「中止」により診療が終了した日になります。この注意ください。

カルテの記載内容について、行った診療行為や指導内容等診療の事実に関する

傷病名の整理

病名の終了がきちんとされているかというものが結構あります。病名が多すぎると指摘されるケースです。これはレセプトでも同様で、病名を整理してくださいと指摘されることがあります。要は疑い病名がずつとあったり、その時々症状を病名にし

カルテの記載内容について、行った診療行為や指導内容等診療の事実に関する

『患者紹介ガイド』発行に協賛しています

苛酷な自然にあっても、生命は花を咲かせます。

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、さまざまな分野の新薬の研究・開発に、とり組んでまいります。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
U R L: http://www.kissei.co.jp/

病院からご家庭まで皆様の健康のサポートを。
それが私たちの使命だと考えます。

サカキ産業株式会社
医療ガス製造・販売 / 医療ガス設備保守 / 福祉用具レンタル / 販売 / 住宅改修 / 在宅酸素療法

本社 高山市桜橋通り5番6号 ☎076-432-9101 西
富山総合ガスセンター 富山市盛大2481 ☎076-434-2141 西
支店・営業所 高岡・上越・滑川・福岡・石川・三条・新潟・糸魚川・西国

たりして、転帰がないものが多いと結果病名が多くなってしまうのです。ですから、傷病名の整理はとても大事です。

初診料算定の注意点
協会への問い合わせが多々、個別指導でもよく指摘される同一疾病に対する反復初診料の算定項目についてお話しします。

初診料を算定したが減点されてしまった、という話をよく聞きます。これは、以前と同じ病名の場合の初診料の算定についての取扱いを示した「同一疾病に対する反復初診料の算定」が関係している場合が多いです。この取扱いの一つに、

「慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない」というのがありますが、これに該当している場合が多いです。慢性疾患であつて、治療と推定されないものについては初診料として取り扱わないということです。

また、他にも「患者が任意に診療を中止し、一カ月以上経過した後、再び同一の医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであつても、その際の診療は、初診として取り扱う」という取扱いがあります。これについては事務的な問題として、前病名の転帰を付けていなかったということがあります。これらの取扱いについては、『保険診療の手引』ではわかりやすく解説していますのでご確認ください。

返戻、減点は放置しない
返戻されたレセプトや増減点連絡書・通知書については放置せず、きちんと目を通していただきたいと思います。返戻や減点の理由を明らかにしなければ、同じことを繰り返すことにもつながります。

なぜこうなったのかを考え、理由が分からない場合には保険医協会に相談するなどしていただきたいと思